#### 東京大学医学図書館プレゼンテーション資料作成用プリンタ利用料金内規

# 東京大学医学図書館プレゼンテーション資料作成用プリンタ利用料金内規

制定 令和2年2月13日改正 令和6年6月7日医学図書館運営委員会裁定

(目的)

第 1 条 この内規は、東京大学医学図書館利用者用コンピュータシステム利用規程運用細 則第 7 条の規定に基づき、東京大学医学図書館(以下「図書館」という。)のプレゼンテ ーション資料作成用プリンタ(以下「大判プリンタ」という。)の利用料金について、必 要な事項を定める。

(利用手続き)

第 2 条 大判プリンタを利用する者は、所定の申請書を事前に図書館に提出するものとする。

(利用料金)

第3条 利用料金は、利用者負担金として別表に定める利用負担金額を第5条に規程する 支払責任者が支払わなければならない。

(利用料金の支払)

第4条 利用料金として支払う経費は、大学運営費、寄附金、受託研究費、受託事業費など 大判プリンタへの利用が認められ、医学図書館への振替処理が必要な経費とする。また、 支払方法は振替処理によるものとし、振替処理の可否については大判プリンタを利用す る者が確認するものとする。

(利用料金の支払責任者)

第 5 条 利用料金の支払責任者は、前条に定める各種経費の管理又は経理に関して責任の ある者とする。

### 東京大学医学図書館プレゼンテーション資料作成用プリンタ利用料金内規

# 別表(第3条関係)

大判プリンタ利用料金表(1枚あたり)

紙種	利用料金
普通紙	1,000円
写真半光沢紙	3,500円
クロス紙	4,500円

※3000mm 以降は、500mm ごとに次のように加算

普通紙:600円、写真半光沢紙:900円、クロス紙:1,300円

※試し刷りは出力するファイルごとに普通紙で1枚のみ無料とし、普通紙以外の 紙種や2枚以上の場合には利用料金表に基づいて支払いをおこなうこと。

# 附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この内規は、令和6年8月1日から施行する。